

北海道道路啓開計画協議会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「北海道道路啓開計画協議会」（以下、協議会という）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、道路管理者及び関係機関・団体等の連携・協力により、北海道で大規模な災害が発生した場合に行う道路啓開の実効性向上を目的としており、本協議会における協議を経て、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条の 3 に基づく道路啓開計画を定めるものとする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 広域ブロック単位の対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3) 道路啓開の実施に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5) その他、第 2 条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために道路管理者及び関係機関・団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、北海道開発局建設部長が務めるものとする。
- 3 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する者が職務を代理する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、会議には必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 会長は実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループは、検討結果を協議会に報告しなければならない。

(議事の公開)

第 5 条 会議は原則として非公開とし、会議に提出された資料及び議事概要は、会議終了速やかに公開する。

(事務局)

第 6 条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 協議会の事務局は北海道開発局建設部道路維持課に置くものとする。

(規約の改正)

第 7 条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第 8 条 協議会は、道路法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

第 9 条 本規約は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

(令和 7 年 8 月 20 日 一部改正)

(令和 8 年 1 月 30 日 一部改正)

(別表) 北海道道路啓開計画協議会 構成員

| 区分 | 機関名 | 役職 | 備考 | |
|------------------|--------------------|------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 道路管理者 | 国土交通省 北海道開発局 | 建設部長 | 会長 | |
| | | 建設部 道路維持課長 | | |
| | | 建設部 道路計画課長 | | |
| | 北海道 | 建設部 建設政策局 維持管理防災課長 | | |
| | | 建設部 土木局 道路課長 | | |
| | 札幌市 | 建設局 総務部長 | | |
| | | 建設局 維持担当部長 | | |
| 東日本高速道路(株) 北海道支社 | 道路事業部長 | | | |
| 実働組織 | 警察 | 北海道警察 | 警備部 警備課長 | |
| | | 交通部 交通規制課長 | | |
| | 消防 | 全国消防長会 北海道支部 | 幹事(札幌市消防局 警防部 消防救助課長) | |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊 北部方面総監部 | 北部方面総監部 防衛部 防衛課長 | | |
| 関係機関 | 建設関連団体 | (一社)日本建設業連合会 北海道支部 | 事務局長 | |
| | | (一社)北海道建設業協会 北海道支部 | 事務局長 | |
| | | (一社)北海道建設業協会 | 専務理事 | |
| | | (一社)北海道測量設計業協会 | 理事(道路設計部会 部会長) | |
| | | (一社)北海道地質調査業協会 | 理事長 | |
| | | (一社)建設コンサルタンツ協会 北海道支部 | 道路・道路構造物技術向上WG主査 | |
| | | (一社)日本機械土工協会 北海道支部 | 支部長 | |
| | | (一社)日本建設機械レンタル協会 北海道支部 | 支部長 | |
| | ライフライン関係事業者 | 電気 | 経済産業省 北海道産業保安監督部 | 管理課長 ※ガス担当兼務 |
| | | | 北海道電力(株) | 電力安全課長 |
| | | 通信 | 総務省 北海道総合通信局 | 防災対策推進室長 |
| | | | NTTドコモ(株) 北海道支社 | 災害対策室長 |
| | | | KDDI(株) 東日本エリア担当 | テクニカルセンター 副センター長 |
| | | | ソフトバンク(株) | 北海道ネットワーク技術部長 |
| | | | NTT東日本(株) 北海道事業部 | 災害対策室長 |
| | | | 楽天モバイル(株) | 基地局運用管理部 副部長 |
| | | 上下水道 | 国土交通省 北海道開発局 | 建設部 地方整備課長 |
| | | | 北海道 | 環境生活部 環境政策課 水道担当課長 |
| | 札幌市 | | 下水道河川局 事業推進部長 | |
| | (公社)日本水道協会 北海道地方支部 | | 札幌市 水道局 給水部 技術管理・危機対策担当課長 | |
| | 北海道下水道災害対策会議 | | 議長(北海道 建設部 まちづくり局 都市環境課 公園下水道担当課長) | |
| | ガス | 経済産業省 北海道産業保安監督部 | 保安課長 | |
| | | (一社)日本ガス協会 北海道部会 | 事務局長 | |
| | | (一社)日本コミュニティーガス協会 北海道支部 | 事務局長 | |
| | | 北海道ガス(株) | 保安推進部長 | |
| | 施設管理者 | 国土交通省 北海道開発局 | 港湾空港部 空港・防災課長 | |
| | | | 農業水産部 水産課長 | |
| | | 北海道 | 水産林務部 水産局 漁港漁場課長 | |
| | | | 総合政策部 航空港湾局 空港港湾担当課長 | |
| | | | 総務部 危機対策局 原子力安全対策課長 | |
| | 北海道エアポート(株) | 総合企画本部 企画部 次長 | | |
| | 福祉 | 北海道 | 保健福祉部 総務課 政策調整担当課長 | |
| | 災害支援 | 認定NPO法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク | 技術系専門委員 | |
| | | NPO法人 防災レジリエンス二輪協会 | 事務局長 | |
| | | (一社)日本自動車連盟 北海道本部 | 業務推進課長 | |
| | | 全日本高速道路レッカー事業協同組合 | 支援隊隊長 | |
| | | | 北海道支部長 | |